

令和8年度愛媛県IT人材獲得支援事業費補助金募集要領

1. 趣旨

全国的にIT人材等が不足する中、県内企業が即戦力となる優秀なIT人材を国内及び海外から獲得し、県内IT企業の振興ひいては産業DXの推進につなげるため、企業がIT人材獲得に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

補助金の交付に当たっては、令和8年度愛媛県IT人材獲得支援事業費補助金交付規程（以下「交付規程」という。）に定めるもののほか、この募集要領の定めによることとします。

2. 対象事業

本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次のとおりです。

(1) IT人材獲得支援事業

県内IT企業の振興ひいては産業DXの推進を図るため、県内企業が即戦力となる優秀なIT人材を国内及び海外から獲得できるよう支援する事業。

3. 対象事業者

本補助金の交付の対象となる事業者は、以下の全ての要件を満たしている事業者とします。

- (1) 愛媛県内に本社、支社、支店、事業所等を有する事業者であること
- (2) 補助事業の実施に際して、本補助金以外の他の補助や助成を受けていない又は受ける予定がないこと
- (3) 令和8年4月1日以降に当該募集に係るIT人材との雇用契約の締結に至った県内企業であること。
- (4) IT人材を活用する業務領域が、当該人材の専門的な知見や能力、実務経験を必要とし、DXの推進や経営課題の改善に資するものであること。

4. 対象経費、補助率及び補助限度額

交付規程第4条第2項に規定する補助事業の対象となる経費について、補助率及び補助限度額は以下のとおりです。

補助率：補助対象経費の1/2

補助限度額：1社あたり100万円

ただし、中途退職等の理由により、人材紹介事業者等から手数料の返還を受けたときは、すでに支払った補助金の全額又は一部を返還してもらうことがあります。

5. 予算額

4,000千円

※予算の範囲内で補助金を交付します。

6. 募集期間

令和8年4月1日（水）から令和9年1月15日（金）まで

ただし、補助金交付決定額が予算の上限に到達した場合は、募集を終了します。

7. 交付申請の時期

I T人材との雇用契約締結日の翌日から起算し、土日祝日および年末年始を除く 15日以内に、交付申請書をご提出ください。なお、期限までに提出が困難な場合は、事前に御連絡下さい。

8. 交付申請の方法

交付規程第5条の規定に従い、募集期間内に必要書類を公益財団法人えひめ産業振興財団 経営支援課に提出（持参、郵送、メール）してください。

【お問い合わせ・交付申請書提出先】

〒791-1101 松山市久米窪田町 337 番地 1

公益財団法人えひめ産業振興財団 経営支援課

担当：澤田

T E L : 089-960-1112（直通）

E-Mail : r-sawada@ehime-iinet.or.jp

補助金交付までの流れ



